

防整技第 790号
令和6年1月18日

各地方防衛局調達部長
帯 広 防 衛 支 局 長
熊 本 防 衛 支 局 長
名 護 防 衛 事 務 所 長

殿

整備計画局施設技術管理官
(公 印 省 略)

設計段階から施工者が関与する方式（技術協力・施工タイプ）において適用する交渉等技術資料作成業務の手引について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課長、施設整備官、提供施設計画官

設計段階から施工者が関与する方式（技術協力・施工
タイプ）において適用する交渉等技術資料作成業務の手引

令和6年1月

整備計画局施設技術管理官

目次

第1	目的	1
1-1	手引の目的	1
1-2	交渉等技術資料作成業務の目的	1
第2	概要	
2-1	業務の流れ	1
2-2	対象施設	2
2-3	発注・契約時期	2
2-4	業務内容	2
2-5	業務場所	3
2-6	総合調整者等の配置	3
2-7	業務日数	5
2-8	報告書等	5
第3	積算価格の算定	
3-1	積算価格の算定方法	5
3-2	直接人件費	6
3-3	直接経費	6
3-4	その他原価	6
3-5	一般管理費等	6
3-6	業務費の精算	6
第4	交渉等技術資料作成業務特記仕様書記載例	7

第1 目的

1-1 手引の目的

本手引は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（設計段階から施工者が関与する方式）の技術協力・施工タイプ（以下「E C I 方式」という。）において適用する価格等の交渉の実施等に係る技術的な資料を作成する等の業務（以下、「交渉等技術資料作成業務」という。）を実施するために必要な標準的事項を示すことによって、事業の適正かつ円滑な実施の確保に資することを目的とする。

1-2 交渉等技術資料作成業務の目的

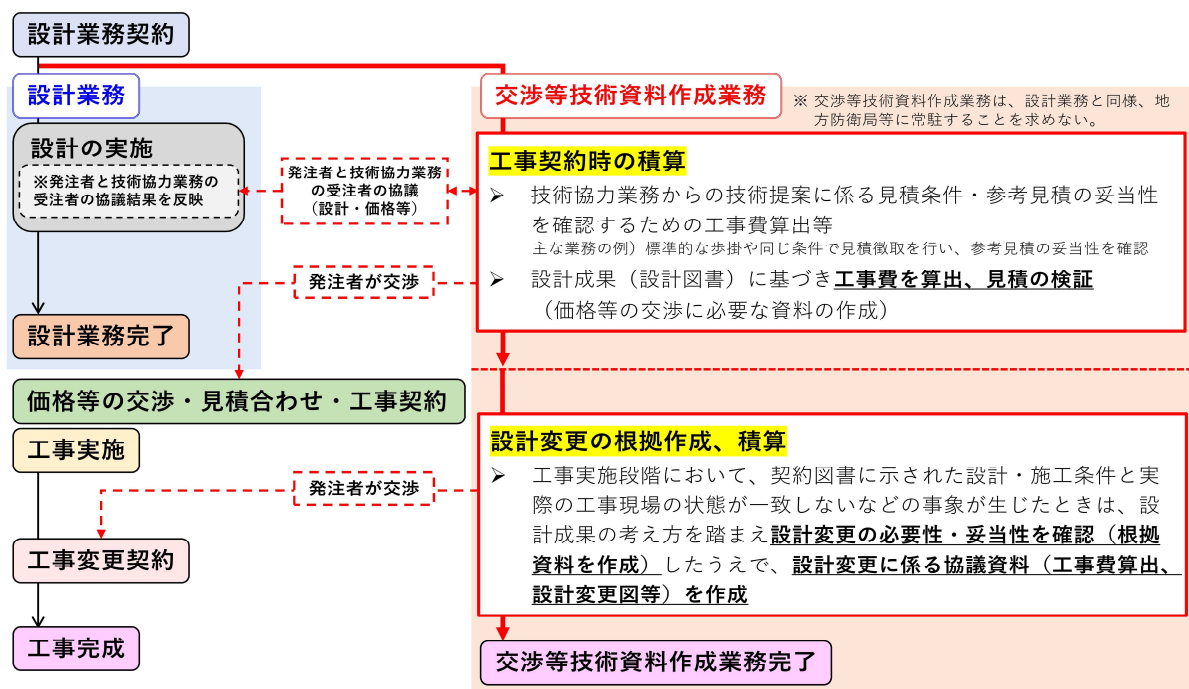
交渉等技術資料作成業務は、発注者及びE C I 方式において選定された優先交渉権者（以下「優先交渉権者」という。）の提案を反映させた設計成果の完成に向けた発注者、設計者及び優先交渉権者間の調整及び協力に資する技術資料の作成及び施工時における条件変更等に伴う三者間の協力に関する協定（以下「設計協力協定」という。）に基づく設計図書等の変更にあたり、発注者と施工者間の調整に資する技術資料の作成等を行い、発注者の指示に基づく設計、技術協力、施工に関する技術的な補完を行うことを目的とする。

第2 概要

2-1 業務の流れ

交渉等技術資料作成業務は、優先交渉権者と設計協力協定を締結した設計者が契約を締結する設計業務（以下「設計業務」という。）の履行項目とする。

交渉等技術資料作成業務の実施フローは、下図のとおり。



2-2 対象施設

交渉等技術資料作成業務の対象施設は、優先交渉権者が契約を締結する技術協力業務の対象施設（以下「対象施設」という。）とする。なお、対象施設ではない施設を設計業務に含める場合は、当該施設は交渉等技術資料作成業務の対象外となることに留意する。

また、設計段階から施工者が関与する方式の設計交渉・施工タイプ（設計付工事）において発注者の体制を補完する業務を要する場合は、建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領（施整施（事）第144号。28.3.31）によるものとし、別途発注する。

2-3 発注・契約時期

（1）設計業務履行期間中に実施する業務

設計業務の履行期間中における交渉等技術資料作成業務は、設計業務の履行項目として発注する。

（2）設計業務履行期間を超えて実施する業務

設計業務履行期間中に施設の完全な取得等に至らなかった対象施設に係る発注者の体制を補完する業務については、これに係る交渉等技術資料作成業務を別途契約するものとする。

2-4 業務内容

交渉等技術資料作成業務の業務内容は、

- ① 優先交渉権者との価格等の交渉の実施に係る発注者における事前準備の体制を補完する業務（以下「設計・交渉段階の業務」という。）
 - ② 優先交渉権者がE C I方式による工事の請負契約を締結した後の発注者における体制を補完する業務（以下「施工段階の業務」という。）
- とし、標準的な業務内容は以下のとおり。

（1）設計・交渉段階の業務

- ア 設計業務の成果品（数量書、見積書など）を基に、単価入力、経費計算を実施し、工事価格を算出（局から貸与されたパソコンで実施）
- イ 「ア」で実施する積算と優先交渉権者から提出される見積書の単価比較表の作成、単価比較の検証及びその資料整理
- ウ 専門部会での説明資料（価格の妥当性などの説明）の作成

（2）施工段階の業務

- ア 工事受注者から提出される数量や金額などの現場精査、設計図書の変更に係る個別精算作業（変更内容報告書作成まで）
- イ 設計変更（工期終盤に1回）に関する図面、数量書、単価作成資料、見積徴集、見積検討資料（見積比較表等）、内訳書の作成（設計変更積算業務）

- ウ 設計変更に関する監督官との調整
- エ 国有財産目録作成及び受渡し資料の取り纏め
- オ 離島等の建設工事における遠隔地からの労働者確保に関する費用等に係る実績の確認

【参考：通常の設計業務に含まれる積算作業】

- ・積算数量算出書（積算数量調書含む）の作成
- ・単価作成資料の作成
- ・見積徴集
- ・見積検討資料の作成（見積比較表等）

(3) その他

- ・設計成果品の内容把握
- ・関連工事の把握
- ・法に基づく申請書類の整理・作成
- ・発注者と受注者との協議により必要と認められる業務

2-5 業務場所

業務の実施場所は任意とし、地方防衛局等に常駐することを求めないものとする。
ただし、部外への持ち出しを制限する資料等を用いる作業については、実施場所、実施方法等を特記仕様書に明記するものとする。

2-6 総合調整者等の配置

業務の実施に当たっては、次の総合調整者と担当技術者（職種別：建築、土木、電気・通信、機械）を配置するものとし、以下の資格等要件を有することとする。

なお、担当技術者が複数配置される場合は、少なくとも1名が以下の資格等要件を有することとする。

(1) 総合調整者

次の資格のいずれかを有し、かつ、経験のいずれかを有すること。

(資格)

- ①建築士法第2条第2項に規定する一級建築士
- ②技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）又は（建設部門）
- ③一級建築施工管理技士、一級土木施工管理技士、一級電気工事施工管理技士、一級管工事施工管理技士、一級電気通信工事施工管理技士
- ④土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会1級技術者
- ⑤(社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)又は公共工事品質確保技術者(II)
- ⑥RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者注(技術士部門と同様の建設

部門に限る。)

⑦建築士法第2条第5項に規定する建築設備士
(経験)

①大学卒業後13年以上の実務経験相当(注1)の能力を有する者

②公共建築工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)
(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)又はそれに準ずる仕様書を適用した工
事の設計又は工事監理を実施した経験を有する者

③公共工事(注2)の積算等技術支援業務を実施した経験を有する者

(2) 担当技術者

【建築】次の経験のいずれかを有すること。

①大学卒業後5年以上の実務経験相当(注3)の能力を有する者

②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(国土交通大臣官房官庁営繕部監
修)又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の設計又は工事監理を実施した
経験を有する者

② 公共工事(注2)の積算等技術支援業務を実施した経験を有する者

【土木】次の経験のいずれかを有すること。

① 大学卒業後5年以上の実務経験相当(注3)の能力を有する者

② 公共工事(注2)の仕様書を適用した工事の設計又は工事監理を実施した経
験を有する者

③ 公共工事(注2)の積算等技術支援業務を実施した経験を有する者

【電気・通信】及び【機械】次の経験いずれかを有すること。

①大学卒業後5年以上の実務経験相当(注3)の能力を有する者

②公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編・機械設備工事編)(国土交通
大臣官房官庁営繕部監修)又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の設計又
は工事監理を実施した経験を有する者

④ 公共工事(注2)の積算等技術支援業務を実施した経験を有する者

注1：総合調整者の実務経験相当とは、大学卒業後13年以上、短大・高専卒業後18年以上、高校卒業後
23年以上の実務経験を有するものとする。

また、公共工事の発注者として従事した設計・積算・工事監督等の経験年数も認めるものとする。

注2：公共工事とは、国、特殊法人等及び地方自治体とする。

注3：担当技術者の実務経験相当とは、大学卒業後5年以上、短大・高専卒業後8年以上、高校卒業後11
年以上の実務経験を有するものとする。

また、公共工事の発注者として従事した設計・積算・工事監督の経験年数も認めるものとする。

注4：公共工事の発注者とは、国、特殊法人等及び地方自治体で職員として従事したことをいう。

注5：技術的実務経験とは、設計・積算・工事監督の実務経験をいう。

2-7 業務日数

(1) 特記仕様書への明記

業務日数は、E C I 方式による工事に必要な延べ人・日数を特記仕様書に明記する。

(2) 業務日数の算出

発注時に計上する延べ人・日数は以下を標準とし、その後の工事計画に合わせて精算するものとする。

ア 総合調整者

総合調整者は、業務の着手時にE C I 方式の業務全体計画等の打合せ行うなど、必要な時期に監督官と打合せを行うこととし、その回数は、年2回（上期・下期等）を標準とする。なお、打合せ1回あたり0.5人を計上する。

また、総合調整者は、設計業務の管理技術者と兼ねることができるものとする。

イ 担当技術者

E C I 方式による工事に係る施設に必要な人・日数は以下を標準とする。

(ア) 建築、電気・通信、機械の場合

1棟あたり設計交渉段階で8.0人・日、施工段階で12.0人・日を標準とし、延べ面積1,000㎡以上の建物棟数（新設及び改修）を乗じて延べ人・日数を工種毎に算出する。なお、延べ面積1,000㎡未満の建物に関する業務は、延べ面積1,000㎡以上の建物に含まれるものとする。

(イ) 土木の場合

1棟あたり設計交渉段階で3.0人・日、施工段階で5.0人・日を標準とし、建築面積200㎡以上の建物棟数（改修は含まない）を乗じて延べ人・日数を算出する。なお、建築面積200㎡未満の建物及び改修に関する業務は、建築面積200㎡以上の建物に含まれるものとする。

2-8 報告書等

受注者が特記仕様書に基づき監督官に対して行う報告は、建設工事に係る事業監理業務共通仕様書について（防整技第7385号。28年4月1日）付紙第1及び付紙第2の報告書等により行うものとする。

第3 積算価格の算定

交渉等技術資料作成業務の費用を算定するに当たっては、建設工事に係る事業監理業務積算要領について（防整技第5732号。令和3年3月31日）別紙第3（以下、「積算要領」という。）によるほか、次によるものとする。

3-1 積算価格の算定方法

交渉等技術資料作成業務における積算価格の算定方法は次式によるものとする。

積算価格 ＝ （業務費）＋（消費税等相当額）

業務費 ＝ （直接人件費）＋（直接経費）＋（その他原価）＋（一般管理費等）

3－2 直接人件費

直接人件費は、業務に従事する技術者の人件費とし、従事する技術者の職階、労務の数量（業務人・日数）に別に定める基準日額を乗じて算定する。

なお、本業務に従事する技術者の適用単価は、以下のとおりとする。

（1）総合調整者

基準日額は技師（A）を標準とする。

（2）担当技術者

基準日額は技師（C）を標準とする。

3－3 直接経費

直接経費は、事務用品費、旅費・交通費及び現場執務費等について必要に応じ計上するものとし、算定方法は積算要領による。

3－4 その他原価

その他原価の算定は、積算要領による。

3－5 一般管理費等

一般管理費等の算定は、積算要領による。

3－6 業務費の精算

交渉等技術資料作成業務に係る費用については、業務日数、旅費・交通費及びその他の費用（残業、夜間・休日対応など）の項目で実績に応じ、精算を行うものとする。

第4 交渉等技術資料作成業務特記仕様書記載例

交渉等技術資料作成業務特記仕様書

令和○年○月

○○防衛局 調達部

【適用に当たり、本書式により難しい場合は、適宜項目を削除又は本特記仕様書の趣旨に沿って追加できるものとする。】

※設計業務に含める場合、表紙は省略。

交渉等技術資料作成業務特記仕様書

※印は、設計業務に含める場合は省略。

- 1 業務名称【※】 ○○（○○）△△交渉等技術資料作成業務
- 2 委託期間【※】 契約締結日の翌日から令和○○年○○月○○日まで

3 業務概要

本業務は、公共工事の品質確保に関する法律第18条に法律に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（設計段階から施工者が関与する方式）の技術協力・施工タイプ（以下「ECI方式」という。）の適用業務であり、優先交渉権者の提案を反映させた設計成果の完成に向けた発注者、設計者及び優先交渉権者間の調整及び協力に資する技術資料の作成及び施工時における条件変更等に伴う設計協力協定に基づく設計図書等の変更にあたり、発注者と施工者間の調整に資する技術資料の作成等を行い、発注者の指示に基づく設計、技術協力、施工に関する技術的な補完を行うものである。

●●防衛局が実施する事業の適正かつ円滑な実施の確保を目的として、受注者は、以下に掲げる業務について行うものとし、業務の結果等については、監督官に適切に報告するものとする。

4 業務の対象

本業務の対象は、付紙第1【※設計業務の別紙】に示す対象となる施設（以下「対象施設」という。）とする。

5 総合調整者等の配置

業務の実施に当たっては、次の総合調整者及び担当技術者（以下「総合調整者等」という。）を配置しなければならない。

（1）総合調整者

ア 総合調整者は、付紙第2に示す要件を満たし、かつ、設計図書の設計内容を的確に把握する能力、工事監理等についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。

なお、総合調整者は、本業務の受注者と直接的雇用関係にある者を配置するものとし、総合調整者と管理技術者はこれを兼ねることができる。

イ 総合調整者は、ECI方式の事業全体計画等に関することなど、監督官の指示に基づく所要の区切り毎等に監督官と打ち合わせを行うものとする。

なお、本業務における打ち合わせ回数は延べ●●回（0.5人・日／1回当たり）

を見込んでいる。（本業務：設計業務履行期間中に実施する業務）

（２）担当技術者

ア 担当技術者は、付紙第２に示す要件を満たす者とする。ただし、複数配置する場合は少なくとも１名は、付紙第２に示す要件を満たすこと。

イ 担当技術者の業務日数は以下を見込む。（本業務：設計業務履行期間中に実施する業務）

建築担当 : 延べ●●回（実働１人・日／１回当たり）

土木担当 : 延べ●●回（実働１人・日／１回当たり）

電気・通信担当 : 延べ●●回（実働１人・日／１回当たり）

機械担当 : 延べ●●回（実働１人・日／１回当たり）

また、担当技術者は、本業務を円滑に遂行するために、関連する他の業務の技術者等と相互に協力しつつ、必要な調整を行うものとする。

（３）工事を含む事業の全体工期は令和●年●月●日まで（予定）としている。

なお、以下の業務日数は、本業務のほか別途契約される業務を含めた全体の業務日数である。

ア 総合調整者は、延べ●回（〇．５人・日／１回当たり）

イ 担当技術者は、

建築担当 : 延べ●●回（実働１人・日／１回当たり）

土木担当 : 延べ●●回（実働１人・日／１回当たり）

電気・通信担当 : 延べ●●回（実働１人・日／１回当たり）

機械担当 : 延べ●●回（実働１人・日／１回当たり）

６ 業務の内容

受注者は、本事項に掲げるところによる業務を行うものとする。

また、業務の内容に疑義が生じた場合には、速やかに監督官と協議するとともに、本業務の履行にあたって、事前に監督官へ業務実施計画書及び交渉等技術資料作成業務の内容等について説明を行うものとする。

なお、業務実施計画書に記載する項目については以下のとおりとする。

ア 業務概要

イ 実施方針（情報セキュリティに関する対策を含む）

ウ 業務工程

エ 業務組織計画

オ 打合せ計画

カ 連絡体制（緊急時含む）

キ その他

(1) 一般事項

ア 受注者は、本業務の履行にあたって、事前に監督官と業務内容について打ち合わせを行うものとする。

イ 受注者が監督官又は工事監督官等に対して業務に係る報告又は提案を行う場合には、原則として書面（ワープロ等により作成された伝達物をいい、作成年月日を記録するとともに署名又は捺印したもの）により行うものとする。

なお、緊急又はやむを得ない事情がある場合には口頭及び電子メール等により行うことができるものとするが、後日、書面を提出しなければならない。

ウ 受注者は、工事受注者等、関係官公署又は部隊等から連絡・調整を受けた場合には、速やかに監督官にその内容を正確に報告するものとする。

エ 受注者は、監督官に報告を行う場合には、付紙第3の書式により、監督官と打合せを行う場合には、付紙第4の書式により行うものとする。

(2) 個別事項

受注者は、対象施設の内容を踏まえた上で、監督官と協議を行い以下の成果物を作成し、報告するものとする。

なお、業務の成果物については、履行期間の途中であっても、監督官の求めに応じ提出するものとする。

ア 設計・交渉段階の業務（優先交渉権者との価格等の交渉の実施に係る発注者における事前準備の体制を補完する業務）

(ア) 積算に必要なデータの入力

(イ) E C I 方式の手続きに必要な資料の作成

- ・ 価格等の交渉における局積算と工事受注者による見積の単価比較表等の資料作成及び検証

- ・ 有識者への意見聴取の際に使用する資料作成

(ウ) その他

- ・ 受注者との協議により、必要と認められる業務

イ 施工段階の業務（優先交渉権者がE C I 方式による工事の請負契約を締結した後の発注者における体制を補完する業務）

(ア) 工事契約変更に係る変更事項の整理

(イ) 工事契約変更に係る図面、特記仕様書、数量計算書、内訳数量書の作成

(ウ) 積算に使用する根拠資料等の収集整理

(エ) 積算に必要なデータの入力

(オ) 国有財産等目録の作成及び受渡し資料の取り纏め

(カ) 離島等の建設工事における遠隔地からの労働者確保に関する費用等に係る実績の確認

(キ) その他

- ・受注者との協議により、必要と認められる業務

ウ 設計成果品の内容把握

発注者から貸与された、対象施設の設計成果品について、設計思想、留意事項及びその他必要事項を把握するものとする。

エ 関連工事の把握

発注者より積算上密接に関連する工事の指示があった場合は、その積算に係る条件等を把握するものとする。

オ 法に基づく申請書類の整理・作成

受注者は、監督官と協議、打合せの上、対象施設に係る関連法規の整理を行い、必要に応じて申請書類の整理・作成を行うものとする。

カ その他

発注者と受注者との協議により、必要と認められる業務を本業務の範囲とすることが出来るものとする。

7 その他

- (1) 業務関係書類の作成等を行うパソコンについては、発注者から貸与されたパソコンを使用し、それ以外のパソコンを使用する場合には、情報の流出について万全を期すために、悪意のあるコードから保護する必要があることから、ウイルス対策ソフトを常に最新の状態に維持すること、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコンを用いるなどの対策を講じるものとする。
- (2) 工事価格の算出をする際は、発注者から貸与されたパソコンを使用することとし、監督官から指定された場所にて作業を実施すること。
- (3) 本業務の実施に当たって必要となる図書は、受注者が準備するものとする。ただし、発注者が作成し市販されていないものについては、発注者が貸与するものとする。
- (4) 発注者が貸与した設計図書等は、第三者に対して貸与、複写又は閲覧させてはならない。ただし、その必要が生じた場合は、監督官の承諾を得るものとする。また、貸与された設計図書等については、業務完了後、速やかに返却しなければならない。
- (5) 受注者は、業務の実施に当たって、発注者が無償で提供する勤務場所、付帯設備等を使用することができる。ただし、業務処理に必要な事務用品等は受注者の負担とする。
- (6) 積算関係資料（積算を行うための設計図書、特記仕様書、数量計算書、積算データ等）の管理体制及び情報セキュリティに関する対策の実施状況について確認の上、月1回監督官に書面にて報告するものとする。
- (7) 受注者は本業務の実施上知り得た情報を漏らしてはならない。

- (8) 交渉等技術資料作成業務に係る費用については、業務日数、旅費・交通費及びその他の費用（残業、夜間・休日対応など）の項目で実績に応じ、精算を行うものとする。

A. 新設設計 対象施設

建物No	施設名称	構造 階数	延床面積 (㎡)	投影面積 (㎡)	ECI	備考
1	〇〇	RC-〇	〇〇〇〇		〇	
2						
3						

※ 施設用途は国土交通省告示第 98 号別添二とする。

※ 施設用途の面積については、複合建築物の場合のみ個別に面積計上を行う。

※ E C I 欄については、次の凡例のとおり

「〇」がある建物は、技術協力業務及び交渉等技術資料作成業務対象建物とする。

B. 改修設計（1） 対象施設

建物No	施設名称	構造 階数	延床面積 (㎡)	投影面積 (㎡)	ECI	備考
1	#●〇〇	RC-〇	〇〇〇〇		〇	
2						
3						

※ 改修 1 は該当施設の全面改修（外壁改修・防水改修・内装改修・設備改修等）を行うものとする。

※ E C I 欄については、次の凡例のとおり

「〇」がある建物は、技術協力業務及び交渉等技術資料作成業務対象建物とする。

C. 改修設計（2） 対象施設

建物No	施設名称	構造 階数	延床面積 (㎡)	投影面積 (㎡)	ECI	備考
1	#●〇〇	RC-〇	〇〇〇〇		〇	
2						
3						

※ 改修 2 は該当施設の部分改修（外壁改修・防水改修等）を行うものとする。

※ E C I 欄については、次の凡例のとおり

「〇」がある建物は、技術協力業務及び交渉等技術資料作成業務対象建物とする。

D. 解体設計 対象施設

建物No	施設名称	構造 階数	延床面積 (㎡)	投影面積 (㎡)	ECI	備考
1	#●○○	RC-○	○○○○		○	
2						
3						

※ E C I 欄については、次の凡例のとおり

「○」がある建物は、技術協力業務及び交渉等技術資料作成業務対象建物とする。

総合調整者等の資格等

職 階	資 格 等
総合調整者	次の資格のいずれかを有し、かつ、経験のいずれかを有すること。 (資格) ①建築士法第2条第2項に規定する一級建築士 ②技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）又は（建設部門） ③一級建築施工管理技士、一級土木施工管理技士、一級電気工事施工管理技士、一級管工事施工管理技士、一級電気通信工事施工管理技士 ④土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会1級技術者 ⑤(社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は公共工事 品質確保技術者（Ⅱ） ⑥RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（注1）（技術士部門と同様の建設部門に限る。） ⑦建築士法第2条第5項に規定する建築設備士 (経験) ①大学卒業後13年以上の実務経験相当（注2）の能力を有する者 ②公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の設計又は工事監理を実施した経験を有する者 ③公共工事（注3）の積算等技術支援業務を実施した経験を有する者
担当技術者 【建築】	次の経験のいずれかを有すること。ただし、複数配置する場合には、少なくとも1名は次の経験のいずれかを有すること。 ①大学卒業後5年以上の実務経験相当（注4）の能力を有する者 ②公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の設計又は工事監理を実施した経験を有する者 ③公共工事（注3）の積算等技術支援業務を実施した経験を有する者
担当技術者 【土木】	次の経験のいずれかを有すること。ただし、複数配置する場合には、少なくとも1名は次の経験のいずれかを有すること。 ① 大学卒業後5年以上の実務経験相当（注3）の能力を有する者 ② 公共工事（注2）の仕様書を適用した工事の設計又は工事監理を実施した経験を有する者 ③ 公共工事（注2）の積算等技術支援業務を実施した経験を有する者

担当技術者 【電気・通信】	次の経験いずれかを有すること。ただし、複数配置する場合には、少なくとも1名は次の経験のいずれかを有すること。 ①大学卒業後5年以上の実務経験相当（注4）の能力を有する者 ②公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の設計又は工事監理を実施した経験を有する者 ③公共工事（注3）の積算等技術支援業務を実施した経験を有する者
担当技術者 【機械】	次の経験いずれかを有すること。ただし、複数配置する場合には、少なくとも1名は次の経験のいずれかを有すること。 ①大学卒業後5年以上の実務経験相当（注4）の能力を有する者 ②公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の設計又は工事監理を実施した経験を有する者 ④公共工事（注3）の積算等技術支援業務を実施した経験を有する者

注1：RCCMと同等の能力を有する者とは、RCCM試験に合格しているが転職等により登録できない立場にいる者

注2：総合調整者の実務経験相当とは、大学卒業後13年以上、短大・高専卒業後18年以上、高校卒業後23年以上の実務経験を有するものとする。また、公共工事の発注者として従事した設計・積算・工事監督等の経験年数も認めるものとする。

注3：公共工事とは、国、特殊法人等及び地方自治体とする。

注4：担当技術者の実務経験相当とは、大学卒業後5年以上、短大・高専卒業後8年以上、高校卒業後11年以上の実務経験を有するものとする。また、公共工事の発注者として従事した設計・積算・工事監督の経験年数も認めるものとする。

注5：公共工事の発注者とは、国、特殊法人等及び地方自治体で職員として従事したことをいう。

業 務 処 理 報 告 書

作成日：令和 年 月 日

業 務 の 名 称			
委 託 期 間 及び報告月	令和 年 月 日～令和 年 月 日 (月分)		
総 合 調 整 者 及 び 担 当 技 術 者 名		監 督 官 名	
(実施業務の内容)			
(その他必要な事項)			

注：実施業務内容が同日付けにおいて2枚以上にわたる場合には、ページを記入すること。

